

1. 臨床工学技士とは

臨床工学技士は、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて医師の指示の下に、血液浄化装置、人工心肺装置、人工呼吸器等の生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続または身体からの除去であって政令で定めるものを含む）、および保守点検を行うことを業とする者で、近年の医療機器の目覚ましい進歩に伴い、医学的、工学的な知識を必要とする専門技術者として医療の重要な一翼を担うものである。

2. 過去 20 年間の人数の推移

国家試験合格者数は数の通りであり、初期に行われた講習および試験による合格者を例外にすれば、養成施設数の増加につれて単年度の合格者数は次第に増えてきている（図 1）。男女比については資料がなく不明であるが、女性の活躍も目立っている。

3. 文部科学省と厚生労働省の役割

文部科学省は大学、及び専修学校等を管理を行い、厚生労働省は臨床工学技士法 14 条 1 号から 3 号に関する養成施設の認定を行う。実際には、各地方厚生局の指導養成課が養成施設の指定・指導監督を行っている。

4. 免許制度と免許試験制度

文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において規定の課目を修めたものに対して臨床工学技士国家試験の受験資格を与え、公益財団法人医療機器セン

ターが厚生労働省試験免許室の委託を受け、年 1 回国家試験をとり行う。国家試験合格者に対して厚生労働大臣から免許を受ける。

5. 従事する業務内容と従事する医療現場の典型例

呼吸、循環、血液浄化などに関係する生命維持管理装置の操作と運用が主な業務であるが、業務内容は主として呼吸治療業務、人工心肺業務、血液浄化業務、手術室業務、集中治療業務、心血管カテーテル業務、高気圧酸素業務、ペースメーカ／植込み型除細動器（ICD）業務、医療機器管理業務であり、それ以外に医療機器の安全管理に関する教育なども業務に含まれる（公益社団法人日本臨床工学技士会 www.ja-ces.or.jp）。

6. 関係する法律

臨床工学技士法（昭和 62 年 6 月 2 日法律第 60 号）、臨床工学技士法施行令（昭和 63 年 2 月 23 日政令第 21 号）[最終改正：平成 23 年 8 月 3 日政令第 248 号]、臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年三月二十八日文部省・厚生省令第二号）[最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省・厚生労働省令第二号]

7. 教育機関の数、国公私立の別

卒前教育課程は全 66 校で行われ、その詳細は表 1 の通りである。すべての養成施設が、（社）日本臨床工学技士教育施設協議会の会員校となっている（www.jaefcet.org）。

8. 卒後研修制度の有無、主なキャリアパス

卒後研修制度に関しては特に国が定めた研修制度はなく、各医療機関、および日本臨床工学技士

^{*1} Clinical Engineer

^{*2} Hideaki Shimazu 杏林大学保健学部

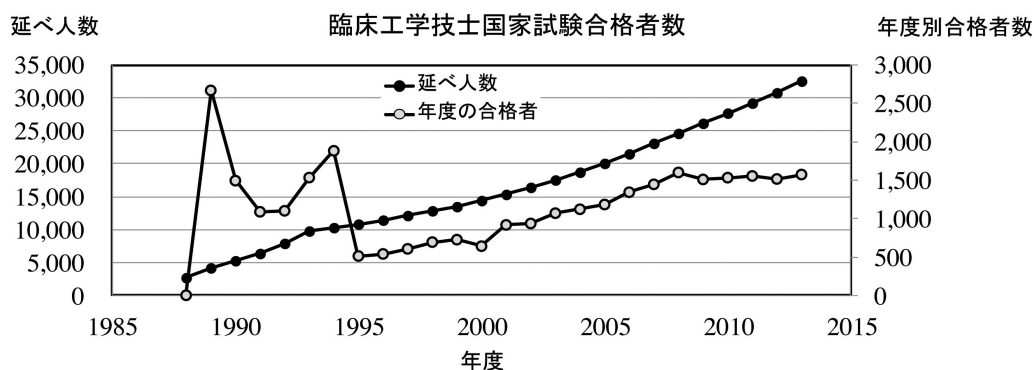


図1 臨床工学技士の数（財団法人医療機器センター試験事業部ホームページ）

表1 専門・認定理学療法士の人数

学校形態	大学		専門学校			専攻科		短大専攻科	
	養成校	科目認定	昼 (3年)	昼 (4年)	夜間 (4年)	昼 (1年)	夜間 (2年)	夜間 (2年)	昼 (1/2年)
法区分	14条1号	14条4号	14条1号	14条1号	14条2号	14条2号	14条3号	14条3号	14条2号
課程数 総数 78	12	19	28	2	2	11	1	1	2

会の各種セミナー、認定士を取得が相当する。主なキャリアパスは医療機関ごとに異なるが、一般的に臨床工学技士として業務を行い、経験や各種学会認定士などの資格を取ることで、主任、係長、技士長へとステップアップする。また社会人大学院などで、修士、博士課程に席を置き、大学など養成施設のスタッフとして転職する例も増えてきた。その他、医療現場での経験を活かし、医療機器メーカーの技術開発・営業や、PMDAなどでも活躍している。

9. 国・自治体や学会による専門家認定制度

専門臨床工学技士認定制度（日本臨床工学技士

会認定）および学会認定制度が存在し、臨床工学技士がより高度で専門性の高い業務に従事するための能力の向上と、よりよい医療サービスを目指している。現在、透析技術認定士、体外循環技術認定士、3学会合同呼吸療法認定士、臨床ME専門認定士、臨床高気圧酸素治療技師、日本アフェレシス学会認定技士がある。

10. 教育についての話題

大学院教育の充実および、国立大学における養成施設の設置などが課題として検討されている。